

令和2年(2020年)4月24日

民間保育施設の保護者 各位

彦根市長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
認可保育施設(2号認定、3号認定)の保育の実施について  
—— 引き続き家庭保育のご協力をお願い ——

平素は、就学前教育・保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、県内で日々感染が確認されており、また感染経路不明の方が増えている中、各施設では最大限感染防止に努めながら保育を実施しておりますが、児童の安全を第一に考え引き続き次のとおり対応することと決定いたしました。

保護者のみなさまにおかれましては、ご家庭での保育が続きお疲れも出ていることと思いますが、**児童への感染を防止することが最も重要であると考えておりますことから、可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いします。また、保育を希望される方につきましても、可能な限り早めのお迎え等をお願いいたします。**

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応については、今後の感染の広がり等を見ながら、最新の情報や追加的な留意事項と併せ、市ホームページや園を通じてお知らせします。

記

- 1 延長期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)
- 2 利用者負担額(保育料)の徴収について 感染症拡大防止のために家庭での保育協力をお願いしておりますので、施設からの欠席日数報告に基づき、上記期間中に欠席された日数分の利用者負担額(保育料)の減額を行います。  
5月分保育料については、日割りした保育料を6月中旬にお知らせし、6月末までに納付いただく予定をしております。
- 3 その他 5月中の育児休業復職を条件に保育認定を受けている方が、やむを得ず育児休業を延長した場合(勤務先からの要請または保護者の希望など)について、その間に限っては復職を延期しても入所、在籍を認めます。

問合せ先  
彦根市子ども未来部幼児課幼児総務係  
〒522-0041 彦根市平田町670番地  
(彦根市福祉センター2階)  
TEL0749-23-9597 FAX0749-26-1768  
E-mail : [jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp)